

[事案 2020-16] がん給付金等支払請求

・令和2年11月19日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

右大腿悪性軟部腫瘍と診断され、令和元年5月に入院および手術をしたため、平成17年10月に契約し、平成31年4月に保障見直しをした保険契約にもとづき、給付金等の請求をしたが、責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定されたとして、見直しによる増額部分の給付金が支払われなかった。しかし、契約時に募集人から、検査中の足の出来物が悪性であった場合でも、保障見直し後の給付金等が支払われると説明されたので、保障見直し後の金額の給付金等を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から、足の出来物の検査を受けているが、今のところ病名は付けられていないとの話を聞き、「病名が決まっていなければ告知できないですよね。」という趣旨の話はしたが、出来物が、がんや悪性でも給付金等が支払われるとの説明はしていない。
- (2) 給付金等の支払いの可否は約款の規定に従うので、仮に募集人が支払事由について誤った説明をしたとしても、それによって支払事由が左右されることはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明による給付金等の支払いは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人が、責任開始日から90日間のいわゆる待ち期間について、誤説明をしたかについての事実関係は明らかではないものの、申立人の長女を被保険者とする保険契約の保障見直し時の会話録音を聞く限り、募集人は、待ち期間について誤った説明をしているように聞こえる。そうすると、申立人に対しても誤った説明をしていた可能性を否定できない。
- (2) 告知手続は、申立人が検査を受けた病院で行なわれたが、募集人は誤った案内をしており、告知手続は著しく不適切であったといえる。